

山梨県公報

第二千五百五十六号

平成二十七年

十一月五日

木曜日

目次

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………七〇九

○保安林の指定の予定(六件)……………七〇九

○保安林の指定実施要件の変更予定(三件)……………七一―

公 告

○国土調査の成果の認証……………七二二

○随意契約の相手方の決定について……………七二二

○公共測量の実施(二件)……………七二三

告 示

山梨県告示第三百六十七号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする
ときの届出をしなければならない区域として平成二十七年山梨県告示第九十九号によ
り指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十
一条第二項の規定により、その指定を解除する。
平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定を解除する区域 都留市上谷五丁目七百八十四番三、七百八十四番十三、七百
九十番一及び七百九十番八の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基
準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその
化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物
質の種類 鉛及びその化合物

四 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第三百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ
うに保安林の指定をする予定である。
平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

笛吹市境川町大黒坂字春日山一四二四の一七(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字春日山一四二四の一七(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ
うに保安林の指定をする予定である。
平成二十七年十一月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲州市大和町初鹿野字小林四二一〇、四二一一の二、四二二四の一(次の図に示す
部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法